

**温泉法（昭和二十三年七月十日法律第二百二十五号）**

**第1条～第17条（略）**

**第18条（温泉の成分等の掲示）**

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- 一 温泉の成分
- 二 禁忌症
- 三 入浴又は飲用上の注意
- 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

2～5（略）

**第19条～第43条（略）**